

「建設雇用改善助成金」(旧助成金)と 「建設労働者確保育成助成金」(新助成金)

の利用できる条件は以下のとおりです。

旧助成金のうち「建設教育訓練助成金」を利用する場合

コース		旧助成金を利用できる場合
認定訓練	経費助成	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合
	賃金助成	平成25年5月15日までに「キャリア形成促進助成金」の計画届を提出した場合
技能実習	経費助成	平成25年5月15日までに対象となる訓練を開始した場合
	賃金助成	平成25年5月15日までに対象となる訓練を開始した場合
建設広域教育訓練	経費助成	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合
	施設等設置整備	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合
建設業人材育成支援	経費助成	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合
新分野教育訓練	経費助成	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合
	賃金助成	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合



新助成金を利用する場合

コース		新助成金を利用できる場合
認定訓練	経費助成	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合(7月31日までに計画届を提出することが必要です)
	賃金助成	平成25年5月16日以降に「キャリア形成促進助成金」又は「キャリアアップ助成金」の計画届を提出した場合
技能実習	経費助成	平成25年5月16日以降に対象となる訓練を開始した場合
	賃金助成	平成25年5月16日以降に対象となる訓練を開始した場合
雇用管理制度	整備助成	平成25年5月16日以降に計画届を提出する場合
若年者に魅力ある職場づくり事業	経費助成(事業主)	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合(7月31日までに計画届を提出することが必要です)
	経費助成(事業主団体)	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合(7月31日までに計画届を提出することが必要です)
建設広域教育訓練	推進活動経費助成	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合(7月31日までに計画届を提出することが必要です)
	施設設置等経費助成	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合
新分野教育訓練	経費助成	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合
	賃金助成	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合
作業員宿舍等設置	経費助成	平成25年6月1日以降に計画届を提出する場合

旧助成金のうち「建設雇用改善推進助成金」を利用する場合

コース	旧助成金の利用可能時期
建設事業主向け	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合
建設事業主団体向け	平成25年5月31日までに計画届を提出した場合

※旧助成金と新助成金ではそれぞれ支給要件や助成対象となる取組が異なります。詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。